



火災警報を知っていますか？



従前からの規定で、強風や乾燥の気象状況を考慮し発令するものです。この度、火災予防を強化するため、運用を見直しました。発令時には、鶴岡市と三川町の全域で火の使用が制限されます！



⚠ 違反者には「罰則」が適用されます！

制限される行為は以下のとおりです！ ※1

- ★ 山林・原野では、火入れ(焼き畑など)または喫煙をしない
- ★ 煙火(玩具用花火を含む)を消費しない
- ★ 屋外では、火遊びまたは焚火(キャンプファイヤーなどを含む)をしない
- ★ 屋外では、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしない
- ★ 残火(たばこの吸殻を含む)、取灰または火粉の始末を徹底する

3月1日に施行した「林野火災警報・注意報」との比較です！

	火災警報	林野火災警報・注意報
発令基準	火災の予防上危険な気象状況の場合に発令※2 ※2 山形地方气象台から「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表に伴う「火災気象通報」を受けた場合	【林野火災注意報】 前3日間の合計降水量が1mm以下 + 前30日間の合計降水量が30mm以下 または 「乾燥注意報」の発表 <u>当日に降雨雪がある又は予想される場合は除く</u> 【林野火災警報】 上記「林野火災注意報」の基準 + 「強風注意報」の発表
発令区域	鶴岡市・三川町全域	森林区域
発令期間	全期間	3月から8月まで
火の使用制限	上記※1(制限される行為)【義務】	上記※1(制限される行為) 【警報は義務、注意報は努力義務】
罰則	あり	警報：あり 注意報：なし

【問い合わせ】 鶴岡市消防本部予防課
TEL 22-8332

【詳細】
鶴岡市ホームページ
(右記QRコードから)

